

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、一般財団法人広島県環境保全公社財務規則第47条及び第48条の規定により公告する。

なお、本件は、書面による入札です。

令和6年3月4日

一般財団法人広島県環境保全公社

理事長 森永 智絵

1 業務内容

(1) 業務名

令和6年度箕島地区産業廃棄物等処理事業に係る環境監視等調査

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 履行場所

福山市箕沖町107-1

箕島処分場周辺海域及び箕島処分場護岸施設地内

(5) 入札方法

単価に予定数量を乗じて算出した金額で入札に付する。

(6) 入札書の記入方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

業務の執行状況により、契約金額を変更することがある。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「54B環境測定」の資格を認定されている者であること。

(3) 県内に分析室を有する計量証明事業者であり、県内に本店を有し、一般濃度（大気・水）測定業務及び特定濃度（大気・水質中ダイオキシン類）調査を実施することが可能であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-0037 広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ4階

一般財団法人広島県環境保全公社事業課 電話 (082) 544-2363

イ 交付期間

令和6年3月4日(月)から令和6年3月8日(金)までの午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取ること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に記載されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和6年3月11日(月) 午後4時30分

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。

ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和6年3月12日(火)までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法並びに入札の回数

ア 日時

令和6年3月15日(金) 10時00分

イ 場所

〒730-0037 広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ4階
一般財団法人広島県環境保全公社 会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送による入札は認めない。

エ 入札の回数

再度入札は5回までとする。但し、再度の入札において入札が一のときは、その入札は無効とする。

4 仕様書に対する質問及び回答

(1) 仕様書に対する質問がある場合は、次によって書類を持参により提出すること。

ア 受付期間

令和6年3月4日(月)から令和6年3月8日(金)までの午前9時から午後4時30分までの間

イ 受付場所

〒730-0037 広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ4階
一般財団法人広島県環境保全公社事業課 電話 (082) 544-2363

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和6年3月12日(火)から令和6年3月15日(金)までの午前9時から午後4時30分までの間

イ 閲覧場所

上記（１）のイに同じ。

5 落札者の決定方法

- (1) 一般財団法人広島県環境保全公社財務規則第48条の規定により準用する広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 広島県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする広島県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「54B（旧分類の14B）環境測定」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、一般財団法人広島県環境保全公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記（ア）以外の者

免除

- (3) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約を担当する職員の求めに応じ、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札参加条件を満たさないものによる入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他一般財団法人広島県環境保全公社財務規則第48条の規定により準用する広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約における特記事項

この入札における契約は、当公社理事会において令和6年度収支予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) その他

入札説明書による。

7 問合せ先

広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ4階

一般財団法人広島県環境保全公社事業課 電話 082-544-2363